

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
61	児童又は生徒(就学を予定している者を含む)の保護者に対する就学援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区教育委員会は、児童又は生徒(就学を予定している者を含む)の保護者に対する就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都世田谷区教育委員会

## 公表日

令和5年12月18日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童又は生徒(就学を予定している者を含む)の保護者に対する就学援助に関する事務
②事務の概要	・国公立小・中学校に在籍又は国公立小学校に就学を予定している子どもがいる家庭のうち、生活保護を受けている、または経済的に就学が困難な家庭に対し、小・中学校での就学に必要な経費の一部を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、前年度市区町村民税情報及び住民票関係情報を照会するために使用する。
③システムの名称	at school、番号連携サーバー、中間サーバー、東京電子自治体共同運営電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の教育委員会の部2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の教育委員会の部2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	世田谷区教育委員会学校教育部学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	学務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I-5-②所属長	林 勝久	内田 潤一	事後	
平成29年5月1日	II-1いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年5月1日	II-2いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年5月1日	II-1いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II-2いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法19条第8号	事後	
平成30年5月1日	I-4④法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」	削除	事後	
平成31年4月1日	表紙 評価書名	児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務基礎項目評価書	児童又は生徒(就学を予定している者を含む)の保護者に対する就学援助に関する事務基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	世田谷区教育委員会は、児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり～	世田谷区教育委員会は、児童又は生徒(就学を予定している者を含む)の保護者に対する就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり～	事後	
平成31年4月1日	I-1-①事務の名称	児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務	児童又は生徒(就学を予定している者を含む)の保護者に対する就学援助に関する事務	事後	
平成31年4月1日	I-1-②事務の概要	国公立小・中学校に在籍している子どもがいる家庭のうち、生活保護を受けている、または経済的に就学が困難な家庭に対し、小・中学校での就学に必要な経費の一部を支給する。	国公立小・中学校に在籍又は国公立小学校に就学を予定している子どもがいる家庭のうち、生活保護を受けている、または経済的に就学が困難な家庭に対し、小・中学校での就学に必要な経費の一部を支給する。	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名(旧:所属長)	学務課長 内田 潤一	学務課長	事後	
平成31年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(追加)	様式変更により項目追加	事後	
令和2年9月1日	I-5-①部署	世田谷区教育委員会学務課	世田谷区教育委員会教育総務部学務課	事後	
令和2年9月1日	II-1評価対象の事務の対象人数は何人か	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年9月1日	II-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月1日	II-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法19条第8号	番号法19条第9号	事後	
令和3年9月1日	II-1いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年11月18日	I-1③システムの名称	at school、番号連携サーバー、中間サーバー	at school、番号連携サーバー、中間サーバー、東京電子自治体共同運営電子申請サービス	事前	
令和4年12月1日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年11月1日	II-2いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年11月1日	I-5-①部署	世田谷区教育委員会教育総務部学務課	世田谷区教育委員会学校教育部学務課	事後	